

青少年センターだより

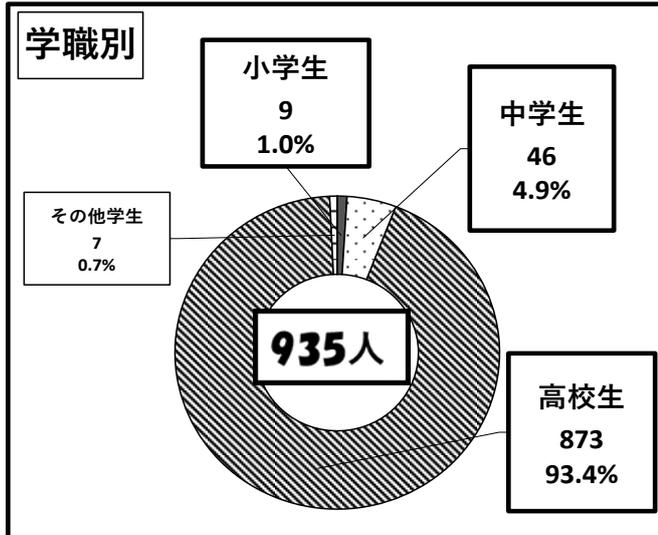
第315号〔令和7年(2025年)8月発行〕



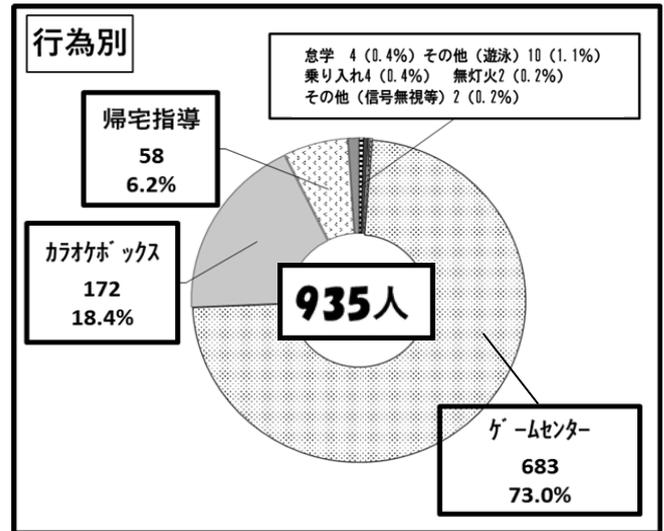
熊本市教育委員会地域教育推進課（青少年センター）
〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1-1
TEL 096-328-2759 / FAX 096-328-3040

令和7年度(2025年度)4月～6月の活動状況

〈街頭指導活動〉中心街並びに各地域(42 中学校区)での声かけ状況



【学職別】()内:前年度比
小学生 9人 (- 28人)
中学生 46人 (- 3人)
高校生 873人 (+ 75人)



【行為別】()内:前年度比
ゲームセンター 683人 (+ 65人)
カラオケボックス 172人 (- 8人)
帰宅指導 58人 (- 26人)

令和7年度から熊本市内の中学校、高校の申し合わせ事項に変更がありました。

「熊本市中学校校外生活の申し合わせ事項（熊本市中学校生徒指導委員会より）」

◎各種(総合)遊戯施設及び、ゲームセンター、ゲームコーナー、ネットカフェ、カラオケボックス等には、保護者同伴でなければ立ち入らない。

⇒各種(総合)遊戯施設及び、ゲームセンター、ゲームコーナー、プリクラコーナー、ネットカフェ、カラオケボックス等の利用は、条例に従い、保護者の責任のものとする。

◎江津湖一帯・河川・湧水プール(嘉島等)・そうめん滝(益城等)での遊泳は一切禁止とする。

⇒江津湖一帯や河川、湧水プール(嘉島等)の遊泳が許可されているところの利用は、保護者の責任のもととする。ただし、江津湖の第三湖東橋付近やそうめん滝(益城等)など、遊泳や飛び込みが禁止されているところの利用は、禁止とする。

「校外生活に関する申し合わせ事項（熊本市高等学校生活指導連盟より）」

◎各種遊技場への立ち入りは学校で決められた通りとする。カラオケボックス・ゲームセンター・インターネットカフェ・パチンコ店・麻雀荘・その他高校生にふさわしくない施設、場所には立ち入らない。

⇒アミューズメント施設への立ち入り及び利用については各学校で決められたとおりにする。

「青少年指導員協議会総会及び研修会」開催



「総会の様子」



「研修会の様子」

「闇バイトの実態について」

熊本県警察本部生活安全部
生活安全企画課
講師：米村 亮 様

- ・闇バイトは「犯罪」です。
- ・実行犯は犯罪組織の使い捨てとなる実行者を募集しています。

↓
○身近な大人に相談を
○警察が守ります。警察に相談を。

「ルールを守ることは 命を守ること」

熊本県警察本部交通部
交通企画課
講師：松下光代 様

- ・自転車関与の事故は増加傾向です。
- 罰則の強化 自転車二車
「ながら運転」「酒気帯び運転」×
※令和6年11月施行
- 青切符の導入
※令和8年4月1日開始（16歳以上）

青少年に対する指導の要点

1. 目つき、顔つき、服装、態度
2. 話をよく聞くこと
3. 若者と同じステージで
4. 道徳心を育む

具体的な指導方法

1. 清廉で堂々とした大人の姿を見せること
2. 積極的に声をかけること
3. 少し踏み込んだ話をしてみる

「とてもいい話、
指導員さん、声をかけてくださり
ありがとうございました。」



これからも
よろしくお願いします！

青少年センターだより第312号にて、「悩み事のある高校生が夜の公園に一人だったので、保護者と学校の職員に来てもらいました。」という青少年指導員からの声を掲載しました。実はこの話には、続きがありました。その子の母親から声をかけた指導員へ電話があったそうです。「あの時は大変お世話になりました。娘は無事に高校を卒業することができ、大学進学が決まりました。今は元気に大学に通っています。声をかけてくださり、ありがとうございました。」

とのこと。その母親は、指導員さんに声をかけてもらったことがきっかけで、お子さまが将来に向けて自分の道を歩きはじめることができたことへの感謝の気持ちを伝えられたようです。青少年指導員協議会理事会内でのこのような心温まる報告に、会場が温かい空気に包まれました。巡回中は何もなかったことが一番ですが、稀にこのような声かけを待っているこどもたちがいます。どうぞこれからも「愛のひと声」をお願いします。